

令和2年度 霧島市立舞鶴中学校 部活動運営規定（活動方針）

1 部活動の趣旨

部活動は、学校教育の一貫として、同じ目的や趣旨をもつ生徒が学年や学級を超えて集まり、自主的活動を中心に「目標」達成のためお互いに競い、励まし、協力することで、以下のような資質・能力の育成を図り、健全な心身の発達を目指す。

- (1) 個性の伸長
- (2) 自主的・自発的な態度の育成
- (3) 責任感や連帯感の涵養活動
- (4) 学級や学年を離れ仲間や指導者と密接に触れ合うことによる好ましい人間関係の形成
- (5) 体力の向上と健康の増進
- (6) 運動や文化及び科学等における生涯学習の基礎の育成

2 組織

部活動に関する協議は、学校長、教頭及び全教諭で行うものとする。

- (1) 部活動顧問会は部の活動に関する具体的な問題や規定の改正等の問題について審議し、決定する。
- (2) 部活動運営委員会は、部の活動に関する具体的な問題や規定の改正等の問題について審議し、部活動顧問会に提案する。

3 設置に関すること

- (1) 部の設置については以下の条件を満たすものとする。
 - ア 運動部活動については、中学校体育連盟で認められた種目であり、大会に参加するなど具体的な目標の設定が可能であること
 - イ 文化、科学等の部活動については、大会やコンクールへの参加等、具体的な目標の設定が可能なものであること
 - ウ 練習等、日常的に校内での活動が可能なものであること
 - エ 必要最少の部員数は3名とする。ただし、団体種目の場合は、県中学校体育連盟が示す各競技の団体戦等における競技人数とする。※1の趣旨及び1-(3)(4)の目的を達成するため
- (2) 駅伝については、全校生徒を対象に本人の希望や体育の授業や校内における駅伝競走大会等の結果を基に募集し、設置する。
- (3) 部の廃部については、別添資料1廃部規定により部活動顧問会で審議し、決定する。
- (4) 部活動設置可能の適正数を部活動指導可能教職員の2分の1程度とする。今後の生徒数の増減を考慮しながら、適正数内であれば、部活動設置規定にある条件を満たす場合に限り、新設、再設置を可能とする。
- (5) 本年度設置する部活動は、以下の部を設け、それぞれ顧問2名以上、生徒に主将（部長）、副主将（副部長）等を各部活動ごとに適正な数を置く。

【運動部】

- ①野球部 ②サッカー部 ③男子ハンドボール部 ④女子ハンドボール部 ⑤陸上部
- ⑥女子ソフトテニス部 ⑦水泳部 ⑧男子バスケットボール部 ⑨女子バスケットボール部
- ⑩女子バレーボール部 ⑪男子卓球部 ⑫女子卓球部 ⑬剣道部 ⑭柔道部

【文化部】

- ⑮吹奏楽部 ⑯美術部 ⑰科学部

4 活動・運営に関すること

(1) 入・退部について

- ア 希望生徒とその保護者が規定の様式により申し出たものを、学級担任、顧問が承認したものが入部することができる。新入生・転入生については、一定の仮入部期間を設けた後に入部することができる。
- イ 部の在籍期間は3年とする。
- ウ 転・退部は、本人・保護者・顧問・学級担任と話合いの後に所定の手続きをとって転部もしくは退部を認める。

(2) 生徒心得等について

- ア 登下校時（休日も含む）の服装は、制服を原則とする。ただし、学校指定のジャージ・体操服または各部で決められたジャージ等を休日は着用してもよい。平日は、部活動生に限り、練習着（体操服）での下校を許可する。
- イ 部活動で使用する練習着等は、体操服やジャージ・白のワンポイントシャツを原則とする。ユニフォームや部で揃えたシャツも許可する。
- ウ 休日の自転車利用については、通常の自転車通学生に限る。
- エ 学校で昼食をとる場合は、顧問の指示があった決められた場所とする。昼食や飲み物を買に行くことは禁止する。弁当や飲み物等は各自で準備してくる。また、ごみは必ず持ち帰る。
- オ 行き帰りの買い食い禁止する（店への立ち寄りも禁止）。
- カ 違反者（下校時刻、自転車使用、買い食いなど）に気付いたら必ず部の顧問に連絡し、指導の徹底を図る。顧問は、厳しい態度で措置をとる。
- キ 部員は、学活終了後かばんを持って教室を出て、すばやく更衣、練習（活動）に取りかかれるようにする。部活動生は、以後は、教室には入らない。教室等で活動する場合は、顧問が学級担任や学年部と連絡をとる。ただし、雨天時、部によってはこの限りではない。
- ク 病気、けが等のため、欠席・見学・治療する場合は必ず顧問に届ける。
- ケ 学級の仕事や居残りは、原則16時45分までとする。（遅くなる場合は、学級担任から顧問へ連絡する。）
- コ 休日の部活動への登校は、正門からとする。（大会等で職員駐車場等に集合の際は別）
 - ※ 正門、西門等の鍵は顧問で開閉を行い、必ず確認する。

(3) 活動日・時間について

ア 活動日

原則として学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）ただし、祝日や長期休業中の活動に関して、適切な指導計画のもと、学校長の承認を得て活動することができる。なお、その際には、保護者に通知する。なお、祝日や長期休業中の活動時間は原則として8:30から16:30までの間とする。

イ 活動時間

(ア) 平日の活動終了時間及び下校時間は以下の通りとする。

期 間 (月)	4・5	6・7	9	10	11	12	1	2	3
終了時刻	18:30	18:50	18:20	18:00 新人戦後 17:50	17:30	17:10	17:30	17:50	18:10
下校時刻	18:40	19:00	18:30	18:10 新人戦後 18:00	17:40	17:20	17:40	18:00	18:20
朝練習	可	* 可	不可	可	可	可	可	可	不可

(イ) 朝練習に関しては、放課後の練習時間が十分にとれる日は、原則実施しない。

放課後の練習時間が十分とれない時期であっても、朝練習を行う場合は、顧問より朝練習の実施を部活動顧問会に報告し、顧問がついて練習を行う。

また、活動時間については、いずれの場合も7時20分から7時45分までとし、7時15分以降に登校する。なお、夏の地区総体・県総体・地区新人戦の2週間前始業前の練習を認める。

(ウ) 部の活動は、学校教育の妨げにならないよう配慮する。教科・学校行事・学級活動・生徒会活動等と重なる場合は、それらを優先するように計画する。

(エ) 定期試験などは一定の期間、活動を停止し、生徒の学習に支障のないようにする。

ただし、大会等の期間中及びその直前については、部活動顧問会に提案し、学校長の承認を得て活動することができる。なお、その旨を保護者に通知する。

定期試験前の部活動停止期間は、中間テストが3日前、期末テストが5日間前からとする。

(オ) 顧問が不在の場合は、原則として活動しないものとする。

(カ) 顧問は、活動（大会出場等）にあたって活動計画（大会出場計画）を作成し、生徒に周知するとともに、生徒の健康、安全の管理に十分配慮する。

(キ) 部活動中に怪我、病気等が発生した場合には、適切な処置を講じ、速やかに保護者と管理職に連絡する（保健室の緊急時の対応に準じる・・・119番への連絡など）。また、緊急な場合は病院で受診させ、誠意ある対応で保護者に引き渡す。その後、必ず養護教諭に報告する。

(ク) 各施設や設備については、使用する部活動顧問で話し合いを行い、調整する。

* 新人戦後とは、多くの部活動の大会があった週のことである。

* 今年度は、新型肺炎の影響で1か月以上部活動ができなかったため、地区総体までの朝練習を認める。次年度以降については、今年度の状況を聞きながら、検討して決める。

(4) 対外試合・コンクール等について

ア 参加できる大会・合宿等は次の通りとし、顧問による引率を行う。

(ア) 中学校体育連盟または教育委員会の主催（後援・共催を含む）する大会

(イ) 部の所属する競技等の協会や連盟の主催（後援・共催を含む）する大会及び練習会・合宿

イ 県外にでる際は、学校長に計画書を提出する。

ウ 仮入部期間における大会出場は原則として認めない。部員数が足りず大会参加ができない場合や始良・伊佐地区中学校体育連盟各競技部や鹿児島県中学校体育連盟各競技部の大会運営の都合等やむを得ない状況の際は、次の条件を満たす生徒に限り部活動顧問会で検討し、学校長の承認を得て出場を認める。

(ア) 生徒の入部希望が強く、3年間継続する意志が強い。

(イ) 保護者も同意している。

(ウ) 入部以前にスポーツ少年団等でその競技を経験しているか、大会参加が可能な程にその競技に精通している。

(5) 費用・活動費等について

- ア 部の運営に関する費用は自己負担を原則とする。
- イ 部の活動費は、体育振興費、文化振興費及び後援会から補助する。運用については別記
- ウ 本校が、ある部の大会会場や練習試合会場または他の団体への施設開放、学校行事、PTA 行事等で使用され、練習や活動ができない場合のみ、他の使用した施設の使用料を支払うこととする。

(6) 部活動保護者会について

- ア 必要に応じて各部ごとに、部活動保護者会を組織する。
- イ 保護者会を組織した場合は、部活動の体制が新しくなった際、保護者会または各部代表の保護者会を開催する。(例4月・9月)

5 部室・更衣室に関すること

部 室 1	男子バスケットボール	部 室 7	体育用具室
部 室 2	女子バスケットボール	部 室 8	体育用具室
部 室 3	野球	部 室 9	野球
部 室 4	女子ハンドボール	部 室 10	陸上
部 室 5	体育用具室	部 室 11	サッカー
部 室 6	女子バレーボール	部 室 12	男子ハンドボール
女子更衣室	女子ソフトテニス	男子更衣室	体育用具室(テント)

卓 球	卓球場更衣室1～4	吹 奏 楽	音楽室
水 泳	プール更衣室男女別	美 術	美術室
柔 道	武道館部室男女別	科 学	理科室
剣 道	武道館部室男女別		

※ 体育館1階の男女更衣室(シャワー付き)は、原則として使用しない。外部からの更衣目的で使用する。使用する場合は、顧問の許可で使用し、後始末・戸締りを確実にし、見届ける。

☆部室・更衣室使用規定

- (1) 鍵の管理は、全体職員室(教頭先生)とする。使用後は必ず返却する。
- (2) スペアキーの作成は禁止する。
- (3) 整理整頓に努め、週1回は掃除する。
- (4) 他の部室には入らない。貴重品や学用品、不用品は置かない。飲食・落書き、破損禁止!
※ ただし、土曜授業の際の昼食は、顧問の指示により各部室でとって可。
- (5) その他、生徒心得等に準ずる。規定を守らない部については使用を禁止する。

6 その他

- (1) 部は学校代表として、学校長の認めた対外の行事、試合、コンクール等に参加することができる。
- (2) 本校の部活動にない種目で、社会体育や地域のスポーツ団体に所属し、中学校体育連盟の主催する大会に個人で出場を希望する生徒には、原則出場させる方向で対応する。ただし、その年度の4月末日までに出場の意思を示した者に限る。具体的な対応については、部活動顧問会で審議し、決定する。なお、引率教諭については、参加を希望する生徒の該当学年の教職員(部活動顧問以外)で大会申込、引率等行う。また、複数学年が該当する場合は、学年間で調整を行う。
- (3) 部活動外部指導者については、始良・伊佐地区中学校体育連盟及び鹿児島県中学校体育連盟の外部指導者に関する規定に則ることとする。その他の場合は、部活動顧問会で検討の上、学校長の承認をもって行う。
- (4) 本規定の改正は、部活動顧問会で検討の上、学校長の承認をもって行う。
- (5) 本規定は、本校の「部活動方針」として、保護者等へ公開する。
- (6) 部活動に参加しない生徒については、特別な用事のない日は速やかに下校させる。